

平成25年5月

事業者各位

一般財団法人札幌市住宅管理公社

事後審査型制限付一般競争入札の試行について（お知らせ）

一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）では、工事等の入札・契約事務について、より一層の透明性、公平性の確保を図るため、「事後審査型制限付一般競争入札」を試行導入します。

この事後審査型は、入札後に入札参加資格の審査を行うものであり、この場合の審査は予定価格の制限内で、かつ最低の価格で入札した者を落札候補者（最低制限価格を下回り、落札候補者とならなかった者を除く。）とし、落札を保留するものです。

落札候補者が入札参加資格を有していると認められた場合は、その者を落札者と決定し、その者が資格要件を有していないと認められた場合は、入札を無効とし、次順位者の資格審査を同様に行うものです。

事後審査型制限付一般競争入札の事務処理の流れは、次の通りです。

例：【平成〇〇年4月1日公告の場合】

